

(整理番号 290218)

第2回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事要旨

開催日時	平成 29 年 9 月 26 日 10 時 30 分～14 時 00 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 兵庫県塗料製造業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事要旨			
1 兵庫県塗料製造業最低賃金の改正審議について 当初、使側は影響率から 920 円 (+2 円)、労側は 940 円 (+22 円) のままであった。その後、使側においては経済成長率や生産見込み数等を勘案し、1%の引上げということで、927 円 (+9 円) を提示した。労側は春闘の数字を元に 935 円 (+17 円) を提示した。 その後も審議を継続し、使側+13 円と労側+15 円の段階で、労使協議を行った結果、引上げ額 14 円 (932 円) にて全会一致で合意した。 専門部会長から審議会会長あて報告がなされ、6 条 5 項の適用により、部会長から局長あての答申がなされた。 改正された兵庫県塗料製造業最低賃金は平成 29 年 12 月 1 日に発効することとされた (指定日発効)			
2 その他 本日は非公開で行われた。 今年度の兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会は終了とされた。			